

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理 番号	配 1 (R3)	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)		(氏名又は名称)		(所在又は所在地)												
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	(名称)	中越よつば森林組合		新潟県長岡市雲出町 4 4 2 1 番地												
				長岡市		新潟県長岡市大手通 1 丁目 4 番地 1 0												
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)														経営管理実施権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方式	乙に支払われる べき金銭がある 場合における当 該金銭(E)の額 の算定方法	備考
管理 番号	所在	地番	林小班 (森林簿)				地目	公簿 面積 (㎡)	森林簿									
			林班	小班	施業 番号	枝番			面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢							
1	長岡市三島上条字千保	390-2	2	9	12	2	山林	1834	0.52	スギ	110	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 9	
2	長岡市三島上条字千保	397-1	2	9	19	1	山林	5824	0.18	スギ	68	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 9	
3	長岡市三島上条字千保	397-2	2	9	19	3	山林	1543	0.20	スギ	45	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 9	
4	長岡市三島上条字千保	389	2	9	11	0	原野	1894	0.28	スギ	80	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 27	
5	長岡市三島上条字千保	390-1	2	9	12	1	原野	2889	0.78	スギ	80	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 27	
6	長岡市三島上条字千保	397-3	2	9	19	4	山林	2509	0.16	スギ	95	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 10	
7	長岡市三島上条字千保	397-4	2	9	19	5	山林	1801	0.16	スギ	38	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 10	
8	長岡市三島上条字千保	397-5	2	9	19	6	山林	667	0.02	スギ	70	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 10	
9	長岡市三島上条字千保	397-6	2	9	19	7	山林	5014	0.29	スギ	95	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 10	
10	長岡市三島上条字千保	397-7	2	9	19	8	山林	505	0.04	スギ	65	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 10	
11	長岡市逆谷字千保	25-乙	3	1	18	2	山林	82	0.07	スギ	74	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 5	
12	長岡市逆谷字千保	25-甲	3	1	18	1	山林	69	0.04	スギ	74	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 5	
13	長岡市逆谷字千保	26	3	1	19	0	山林	317	0.03	スギ	74	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 5	
14	長岡市逆谷字千保	113	3	1	98	1	山林	4228	0.46	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 6	
15	長岡市逆谷字千保	116	3	1	71	1	山林	1018	0.10	スギ	70	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 6	
16	長岡市逆谷字千保	117	3	1	72	0	山林	1923	0.39	スギ	43	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 6	
17	長岡市三島上条字千保	398-2	2	9	20	2	山林	304	0.11	草生地		公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 2	
21	長岡市逆谷字千保	19-11					山林	327				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 12	
22	長岡市逆谷字千保	19-12					山林	168				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 12	
23	長岡市逆谷字千保	19-13					山林	115				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 12	
24	長岡市逆谷字千保	19-14					山林	214				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 12	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権 の始期	経営管理実施権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方式	乙に支払われる べき金銭がある 場合における当 該金銭(E)の額 の算定方法	備考
管理 番号	所在	地番	林小班(森林簿)				地目	公簿 面積 (㎡)	森林簿								
			林班	小班	施業 番号	枝番			面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
25	長岡市逆谷字千保	19-4	3	1	12	4	山林	638	0.02	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 12
30	長岡市逆谷字千保	6-2					田	66				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
31	長岡市逆谷字千保	100-2	3	1	92	2	山林	1249	0.35	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
32	長岡市逆谷字千保	100-4	3	1	92	4	山林	191	0.02	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
33	長岡市逆谷字千保	100-5	3	1	92	5	山林	72	0.02	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
34	長岡市逆谷字千保	100-6	3	1	92	6	山林	33	0.01	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
35	長岡市逆谷字千保	221	3	1	102	0	山林	66	0.07	スギ	19	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
36	長岡市逆谷字千保	222-1					山林	1388				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
37	長岡市逆谷字千保	222-2	3	1	103	0	山林	195	0.07	スギ	19	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
38	長岡市逆谷字千保	222-3	3	1	104	0	山林	221	0.07	スギ	19	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
39	長岡市逆谷字千保	222-4	3	1	101	0	山林	1656	0.13	その他広	45	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
40	長岡市逆谷字千保	224-1	3	2	64	1	畑	406	0.03	スギ	60	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
41	長岡市逆谷字千保	226-2	3	2	62	2	山林	198	0.08	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
42	長岡市逆谷字千保	226-3	3	2	62	3	山林	1004	0.08	スギ	69	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
43	長岡市逆谷字千保	227	3	2	65	0	山林	105	0.02	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
44	長岡市逆谷字千保	228-1	3	2	66	1	山林	1117	0.04	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
45	長岡市逆谷字千保	228-2	3	2	66	2	山林	644	0.04	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
46	長岡市逆谷字千保	228-3	3	2	66	3	山林	1285	0.06	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
47	長岡市逆谷字千保	228-4	3	2	51	0	山林	538	0.03	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
48	長岡市逆谷字千保	228-5	3	2	66	4	山林	59	0.02	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
49	長岡市逆谷字千保	228-6	3	2	66	5	山林	198	0.02	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
50	長岡市逆谷字千保	228-7	3	2	66	6	山林	459	0.02	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
51	長岡市逆谷字千保	229	3	2	52	0	山林	208	0.08	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
52	長岡市逆谷字千保	231	3	2	80	0	山林	1127	0.05	スギ	32	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
53	長岡市逆谷字千保	232	3	2	48	0	山林	171	0.03	その他広	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
54	長岡市逆谷字千保	233	3	2	49	0	山林	714	0.05	その他広	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
55	長岡市三島上条字千保	398-6					田	1596				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
56	長岡市逆谷字千保	10-1	3	1	5	1	山林	446	0.06	スギ	48	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11
57	長岡市逆谷字千保	10-2	3	1	5	2	山林	267	0.03	スギ	48	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 11

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権 の始期	経営管理実施権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方式	乙に支払われる べき金銭がある場合における当 該金銭(E)の額の 算定方法	備考
管理 番号	所在	地番	林小班(森林簿)				地目	公簿 面積 (㎡)	森林簿								
			林班	小班	施業 番号	枝番			面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
58	長岡市逆谷字千保	15-1	3	1	8	1	山林	92	0.01	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)11
59	長岡市逆谷字千保	19-5	3	1	12	5	山林	204	0.02	スギ	48	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
60	長岡市逆谷字千保	19-7	3	1	12	7	山林	595	0.02	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
61	長岡市逆谷字千保	20-イ					山林	449				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
62	長岡市逆谷字千保	20-ロ					山林	231				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
63	長岡市逆谷字千保	21-乙	3	1	14	2	山林	132	0.03	スギ	48	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
64	長岡市逆谷字千保	21-甲	3	1	14	1	山林	314	0.03	スギ	48	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
65	長岡市逆谷字千保	22-1	3	1	15	1	山林	2052	0.23	スギ	62	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
66	長岡市逆谷字千保	22-2	3	1	15	2	山林	909	0.08	スギ	62	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
67	長岡市逆谷字千保	94	3	1	94	0	山林	82	0.00	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
68	長岡市逆谷字千保	96	3	1	95	0	山林	274	0.02	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)1
69	長岡市逆谷字千保	19-3	3	1	12	3	山林	611	0.14	スギ	65	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)26
70	長岡市逆谷字千保	19-6	3	1	12	6	山林	621	0.17	スギ	65	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)26
71	長岡市逆谷字千保	19-8	3	1	12	8	山林	161	0.03	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)26
72	長岡市逆谷字千保	16	3	1	9	0	山林	469	0.05	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)4
73	長岡市逆谷字千保	19-10					畑	733				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)4
74	長岡市逆谷字千保	19-カ	3	1	12	16	畑	485	0.08	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)4
75	長岡市逆谷字千保	17	3	1	10	0	山林	442	0.04	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)15
76	長岡市逆谷字千保	18-乙	3	1	11	0	山林	89	0.01	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)15
77	長岡市逆谷字千保	100-1	3	1	92	1	山林	1147	0.16	スギ	45	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
78	長岡市逆谷字千保	100-3	3	1	92	3	原野	330	0.07	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
79	長岡市逆谷字千保	100-7	3	1	92	7	山林	72	0.01	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
80	長岡市逆谷字千保	101-1	3	1	86	1	山林	2614	0.12	キリ	36	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
81	長岡市逆谷字千保	101-2	3	1	86	2	畑	1203	0.38	スギ	63	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
82	長岡市逆谷字千保	19-1	3	1	12	1	山林	132	0.03	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
83	長岡市逆谷字千保	19-2	3	1	12	2	山林	618	0.14	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
84	長岡市逆谷字千保	19-9	3	1	12	9	山林	261	0.05	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
85	長岡市逆谷字千保	223	3	1	100	0	山林	175	0.02	カラマツ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
86	長岡市逆谷字千保	224-2	3	2	64	2	山林	181	0.03	その他広	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権 の始期	経営管理実施権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方式	乙に支払われる べき金銭がある場合における当 該金銭(E)の額の 算定方法	備考
管理 番号	所在	地番	林小班(森林簿)				地目	公簿 面積 (㎡)	森林簿								
			林班	小班	施業 番号	枝番			面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
87	長岡市逆谷字千保	225	3	2	63	0	山林	621	0.04	スギ	45	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
88	長岡市逆谷字千保	226-1	3	2	62	1	山林	1434	0.46	スギ	45	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
89	長岡市逆谷字千保	226-4	3	2	62	4	山林	373	0.08	スギ	45	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
90	長岡市逆谷字千保	226-5	3	2	62	5	山林	469	0.08	スギ	45	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
91	長岡市逆谷字千保	99	3	1	93	0	山林	366	0.05	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)16
92	長岡市三島上条字千保	398-3	2	9	20	3	山林	7867	0.80	スギ	47	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)28
93	長岡市逆谷字千保	104-3	3	1	82	1	山林	673	0.18	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
94	長岡市逆谷字千保	106	3	1	84	0	山林	99	0.02	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
95	長岡市逆谷字千保	107-1	3	1	85	0	山林	790	0.04	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
96	長岡市逆谷字千保	108-2					山林	343				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
97	長岡市逆谷字千保	109	3	1	88	0	山林	376	0.08	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
98	長岡市逆谷字千保	110-1	3	1	89	1	山林	112	0.01	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
99	長岡市逆谷字千保	110-甲2	3	1	89	2	山林	191	0.07	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
100	長岡市逆谷字千保	111	3	1	90	0	山林	535	0.06	スギ	72	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
101	長岡市逆谷字千保	112	3	1	91	0	山林	2727	0.57	スギ	60	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
102	長岡市逆谷字千保	119	3	1	74	0	山林	119	0.09	スギ	70	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
103	長岡市逆谷字千保	97	3	1	96	0	畑	816	0.09	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
104	長岡市逆谷字千保	98-1	3	1	97	1	山林	115	0.01	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
105	長岡市逆谷字千保	98-2	3	1	97	2	山林	538	0.05	スギ	70	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
106	長岡市逆谷字千保	107-2					畑	46				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
107	長岡市逆谷字千保	108-2					田	185				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)17
108	長岡市逆谷字千保	114	3	1	99	0	山林	59	0.03	その他広	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)29
109	長岡市逆谷字千保	15-2	3	1	8	2	山林	561	0.05	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)29
110	長岡市逆谷字千保	8	3	1	3	0	山林	330	0.03	スギ	48	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)29
111	長岡市逆谷字千保	9	3	1	4	0	山林	158	0.01	スギ	48	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)29
112	長岡市逆谷字千保	14	3	1	7	0	山林	181	0.08	スギ	65	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)3
113	長岡市逆谷字千保	19-ヲ					山林	479				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)3
114	長岡市逆谷字千保	23	3	1	16	0	山林	459	0.05	スギ	62	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)3
115	長岡市逆谷字千保	24	3	1	17	0	山林	730	0.04	スギ	74	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集(R3)3

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権 の始期	経営管理実施権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方式	乙に支払われる べき金銭がある 場合における当 該金銭 (E) の額 の算定方法	備考
管理 番号	所在	地番	林小班 (森林簿)				地目	公簿 面積 (㎡)	森林簿								
			林班	小班	施業 番号	枝番			面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
116	長岡市三島上条字千保	388	2	9	10	0	山林	211	0.03	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 3
117	長岡市三島上条字千保	390-3	2	9	12	3	山林	1249	0.06	スギ	75	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 3
118	長岡市三島上条字千保	390-4	2	9	12	4	山林	416	0.05	スギ	52	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 3
119	長岡市三島上条字千保	397-10					山林	581				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 3
120	長岡市三島上条字千保	397-11					山林	532				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 3
121	長岡市三島上条字千保	397-8	2	9	19	9	山林	889	0.03	スギ	48	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 3
122	長岡市三島上条字千保	397-9					山林	971				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 3
123	長岡市逆谷字千保	113	3	1	98	2	山林	4228		スギ	52	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 7
124	長岡市逆谷字千保	118	3	1	73	0	山林	472	0.11	スギ	70	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 8
125	長岡市逆谷字千保	113	3	1	98	2	山林	4228		スギ	52	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 8
126	長岡市逆谷字千保	124	3	1	77	0	山林	224	0.04	スギ	30	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 8
127	長岡市逆谷字千保	125-1	3	1	78	0	山林	578	0.13	その他広	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 8
128	長岡市逆谷字千保	6-1					畑	155				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 18
129	長岡市逆谷字千保	7-1	3	1	2	0	山林	317	0.02	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 18
130	長岡市逆谷字千保	6-3	3	1	1	0	山林	105	0.02	草生地		公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 19
131	長岡市逆谷字千保	115	3	1	70	0	山林	2168	0.54	スギ	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 19
132	長岡市逆谷字千保	102-1					田	297				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 20
133	長岡市逆谷字千保	103-乙					田	472				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 20
134	長岡市逆谷字千保	104-4					田	92				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 20
135	長岡市逆谷字千保	104-12	3	1	82	3	山林	2367	0.01	スギ	55	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 20
136	長岡市逆谷字千保	122-1	3	1	75	0	山林	233	0.10	その他広	50	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 21, 22
137	長岡市逆谷字千保	123	3	1	76	0	山林	1123	0.09	スギ	65	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 21, 22
138	長岡市逆谷字千保	126	3	1	79	0	山林	667	0.21	スギ	56	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 21, 22
139	長岡市逆谷字千保	127	3	1	80	0	山林	168	0.02	スギ	70	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 21, 22
140	長岡市逆谷字千保	128-甲					田	92				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 21, 22
141	長岡市逆谷字千保	128-乙	3	1	81	0	畑	16	0.03	スギ	70	公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 21, 22
142	長岡市逆谷字千保	129					田	76				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 21, 22
143	長岡市逆谷字千保	219-1					山林	115				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 24
144	長岡市逆谷字千保	219-2					畑	148				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)		集 (R3) 23

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権 の始期	経営管理実施権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合 において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方式	乙に支払われる べき金銭がある 場合における当 該金銭(E)の額 の算定方法	備考		
管理 番号	所在	地番	林小班 (森林簿)				地目	公簿 面積 (㎡)	森林簿								
			林班	小班	施業 番号	枝番			面積 (ha)							現況 樹種	現況 林齢
145	長岡市逆谷字千保	219-3					畑	403				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)	集 (R3) 13	
146	長岡市逆谷字千保	219-4					畑	181				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)	集 (R3) 13	
147	長岡市逆谷字千保	234-1					畑	231				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)	集 (R3) 13	
148	長岡市逆谷字千保	234-2	3	2	50	0	山林	102	0.02	草生地		公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)	集 (R3) 13	
149	長岡市逆谷字千保	235					畑	115				公告のあった 日から	令和15年10月 5日まで	2 共通事項- (2)	2 共通事項- (5)	集 (R3) 13	
		142	111,214						11.88								
			筆				㎡			ha							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）												Ａの森林所有者（甲）		丙が甲にＤを支払うべき時期、相手及び方法	丙が乙にＥを支払うべき時期	備考
管理番号	所在	地番	林小班				地目	公簿面積（㎡）	森林簿			住所又は所在地	氏名又は名称			
			林班	小班	施業番号	枝番			面積（ha）	現況樹種	現況林齢					
1	長岡市三島上条字千保	390-2	2	9	12	2	山林	1834	0.52	スギ	110			2 共通事項-（6）		集（R3）9
2	長岡市三島上条字千保	397-1	2	9	19	1	山林	5824	0.18	スギ	68			2 共通事項-（6）		集（R3）9
3	長岡市三島上条字千保	397-2	2	9	19	3	山林	1543	0.20	スギ	45			2 共通事項-（6）		集（R3）9
4	長岡市三島上条字千保	389	2	9	11	0	原野	1894	0.28	スギ	80			2 共通事項-（6）		集（R3）27
5	長岡市三島上条字千保	390-1	2	9	12	1	原野	2889	0.78	スギ	80			2 共通事項-（6）		集（R3）27
6	長岡市三島上条字千保	397-3	2	9	19	4	山林	2509	0.16	スギ	95			2 共通事項-（6）		集（R3）10
7	長岡市三島上条字千保	397-4	2	9	19	5	山林	1801	0.16	スギ	38			2 共通事項-（6）		集（R3）10
8	長岡市三島上条字千保	397-5	2	9	19	6	山林	667	0.02	スギ	70			2 共通事項-（6）		集（R3）10
9	長岡市三島上条字千保	397-6	2	9	19	7	山林	5014	0.29	スギ	95			2 共通事項-（6）		集（R3）10
10	長岡市三島上条字千保	397-7	2	9	19	8	山林	505	0.04	スギ	65			2 共通事項-（6）		集（R3）10
11	長岡市逆谷字千保	25-乙	3	1	18	2	山林	82	0.07	スギ	74			2 共通事項-（6）		集（R3）5
12	長岡市逆谷字千保	25-甲	3	1	18	1	山林	69	0.04	スギ	74			2 共通事項-（6）		集（R3）5
13	長岡市逆谷字千保	26	3	1	19	0	山林	317	0.03	スギ	74			2 共通事項-（6）		集（R3）5
14	長岡市逆谷字千保	113	3	1	98	1	山林	4228	0.46	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）6
15	長岡市逆谷字千保	116	3	1	71	1	山林	1018	0.10	スギ	70			2 共通事項-（6）		集（R3）6
16	長岡市逆谷字千保	117	3	1	72	0	山林	1923	0.39	スギ	43			2 共通事項-（6）		集（R3）6
17	長岡市三島上条字千保	398-2	2	9	20	2	山林	304	0.11	草生地				2 共通事項-（6）		集（R3）2
21	長岡市逆谷字千保	19-11					山林	327						2 共通事項-（6）		集（R3）12
22	長岡市逆谷字千保	19-12					山林	168						2 共通事項-（6）		集（R3）12
23	長岡市逆谷字千保	19-13					山林	115						2 共通事項-（6）		集（R3）12
24	長岡市逆谷字千保	19-14					山林	214						2 共通事項-（6）		集（R3）12
25	長岡市逆谷字千保	19-4	3	1	12	4	山林	638	0.02	スギ	55			2 共通事項-（6）		集（R3）12
30	長岡市逆谷字千保	6-2					田	66						2 共通事項-（6）		集（R3）11
31	長岡市逆谷字千保	100-2	3	1	92	2	山林	1249	0.35	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
32	長岡市逆谷字千保	100-4	3	1	92	4	山林	191	0.02	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
33	長岡市逆谷字千保	100-5	3	1	92	5	山林	72	0.02	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
34	長岡市逆谷字千保	100-6	3	1	92	6	山林	33	0.01	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
35	長岡市逆谷字千保	221	3	1	102	0	山林	66	0.07	スギ	19			2 共通事項-（6）		集（R3）11
36	長岡市逆谷字千保	222-1					山林	1388						2 共通事項-（6）		集（R3）11
37	長岡市逆谷字千保	222-2	3	1	103	0	山林	195	0.07	スギ	19			2 共通事項-（6）		集（R3）11
38	長岡市逆谷字千保	222-3	3	1	104	0	山林	221	0.07	スギ	19			2 共通事項-（6）		集（R3）11
39	長岡市逆谷字千保	222-4	3	1	101	0	山林	1656	0.13	その他広	45			2 共通事項-（6）		集（R3）11
40	長岡市逆谷字千保	224-1	3	2	64	1	畑	406	0.03	スギ	60			2 共通事項-（6）		集（R3）11
41	長岡市逆谷字千保	226-2	3	2	62	2	山林	198	0.08	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
42	長岡市逆谷字千保	226-3	3	2	62	3	山林	1004	0.08	スギ	69			2 共通事項-（6）		集（R3）11
43	長岡市逆谷字千保	227	3	2	65	0	山林	105	0.02	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
44	長岡市逆谷字千保	228-1	3	2	66	1	山林	1117	0.04	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
45	長岡市逆谷字千保	228-2	3	2	66	2	山林	644	0.04	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
46	長岡市逆谷字千保	228-3	3	2	66	3	山林	1285	0.06	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
47	長岡市逆谷字千保	228-4	3	2	51	0	山林	538	0.03	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
48	長岡市逆谷字千保	228-5	3	2	66	4	山林	59	0.02	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
49	長岡市逆谷字千保	228-6	3	2	66	5	山林	198	0.02	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
50	長岡市逆谷字千保	228-7	3	2	66	6	山林	459	0.02	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11
51	長岡市逆谷字千保	229	3	2	52	0	山林	208	0.08	スギ	63			2 共通事項-（6）		集（R3）11

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）											Ａの森林所有者（甲）		丙が甲にＤを支払うべき時期、相手及び方法	丙が乙にＥを支払うべき時期	備考
管理番号	所在	地番	林小班				地目	公簿面積（㎡）	森林簿						
			林班	小班	施業番号	枝番				面積（ha）	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
52	長岡市逆谷字千保	231	3	2	80	0	山林	1127	0.05	スギ	32		2 共通事項-（6）		集（R3）11
53	長岡市逆谷字千保	232	3	2	48	0	山林	171	0.03	その他広	50		2 共通事項-（6）		集（R3）11
54	長岡市逆谷字千保	233	3	2	49	0	山林	714	0.05	その他広	50		2 共通事項-（6）		集（R3）11
55	長岡市三島上条字千保	398-6					田	1596					2 共通事項-（6）		集（R3）11
56	長岡市逆谷字千保	10-1	3	1	5	1	山林	446	0.06	スギ	48		2 共通事項-（6）		集（R3）11
57	長岡市逆谷字千保	10-2	3	1	5	2	山林	267	0.03	スギ	48		2 共通事項-（6）		集（R3）11
58	長岡市逆谷字千保	15-1	3	1	8	1	山林	92	0.01	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）11
59	長岡市逆谷字千保	19-5	3	1	12	5	山林	204	0.02	スギ	48		2 共通事項-（6）		集（R3）1
60	長岡市逆谷字千保	19-7	3	1	12	7	山林	595	0.02	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）1
61	長岡市逆谷字千保	20-イ					山林	449					2 共通事項-（6）		集（R3）1
62	長岡市逆谷字千保	20-ロ					山林	231					2 共通事項-（6）		集（R3）1
63	長岡市逆谷字千保	21-乙	3	1	14	2	山林	132	0.03	スギ	48		2 共通事項-（6）		集（R3）1
64	長岡市逆谷字千保	21-甲	3	1	14	1	山林	314	0.03	スギ	48		2 共通事項-（6）		集（R3）1
65	長岡市逆谷字千保	22-1	3	1	15	1	山林	2052	0.23	スギ	62		2 共通事項-（6）		集（R3）1
66	長岡市逆谷字千保	22-2	3	1	15	2	山林	909	0.08	スギ	62		2 共通事項-（6）		集（R3）1
67	長岡市逆谷字千保	94	3	1	94	0	山林	82	0.00	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）1
68	長岡市逆谷字千保	96	3	1	95	0	山林	274	0.02	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）1
69	長岡市逆谷字千保	19-3	3	1	12	3	山林	611	0.14	スギ	65		2 共通事項-（6）		集（R3）26
70	長岡市逆谷字千保	19-6	3	1	12	6	山林	621	0.17	スギ	65		2 共通事項-（6）		集（R3）26
71	長岡市逆谷字千保	19-8	3	1	12	8	山林	161	0.03	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）26
72	長岡市逆谷字千保	16	3	1	9	0	山林	469	0.05	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）4
73	長岡市逆谷字千保	19-10					畑	733					2 共通事項-（6）		集（R3）4
74	長岡市逆谷字千保	19-カ	3	1	12	16	畑	485	0.08	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）4
75	長岡市逆谷字千保	17	3	1	10	0	山林	442	0.04	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）15
76	長岡市逆谷字千保	18-乙	3	1	11	0	山林	89	0.01	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）15
77	長岡市逆谷字千保	100-1	3	1	92	1	山林	1147	0.16	スギ	45		2 共通事項-（6）		集（R3）16
78	長岡市逆谷字千保	100-3	3	1	92	3	原野	330	0.07	スギ	63		2 共通事項-（6）		集（R3）16
79	長岡市逆谷字千保	100-7	3	1	92	7	山林	72	0.01	スギ	63		2 共通事項-（6）		集（R3）16
80	長岡市逆谷字千保	101-1	3	1	86	1	山林	2614	0.12	キリ	36		2 共通事項-（6）		集（R3）16
81	長岡市逆谷字千保	101-2	3	1	86	2	畑	1203	0.38	スギ	63		2 共通事項-（6）		集（R3）16
82	長岡市逆谷字千保	19-1	3	1	12	1	山林	132	0.03	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）16
83	長岡市逆谷字千保	19-2	3	1	12	2	山林	618	0.14	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）16
84	長岡市逆谷字千保	19-9	3	1	12	9	山林	261	0.05	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）16
85	長岡市逆谷字千保	223	3	1	100	0	山林	175	0.02	カラマツ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）16
86	長岡市逆谷字千保	224-2	3	2	64	2	山林	181	0.03	その他広	55		2 共通事項-（6）		集（R3）16
87	長岡市逆谷字千保	225	3	2	63	0	山林	621	0.04	スギ	45		2 共通事項-（6）		集（R3）16
88	長岡市逆谷字千保	226-1	3	2	62	1	山林	1434	0.46	スギ	45		2 共通事項-（6）		集（R3）16
89	長岡市逆谷字千保	226-4	3	2	62	4	山林	373	0.08	スギ	45		2 共通事項-（6）		集（R3）16
90	長岡市逆谷字千保	226-5	3	2	62	5	山林	469	0.08	スギ	45		2 共通事項-（6）		集（R3）16
91	長岡市逆谷字千保	99	3	1	93	0	山林	366	0.05	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）16
92	長岡市三島上条字千保	398-3	2	9	20	3	山林	7867	0.80	スギ	47		2 共通事項-（6）		集（R3）28
93	長岡市逆谷字千保	104-3	3	1	82	1	山林	673	0.18	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）17
94	長岡市逆谷字千保	106	3	1	84	0	山林	99	0.02	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）17
95	長岡市逆谷字千保	107-1	3	1	85	0	山林	790	0.04	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）17
96	長岡市逆谷字千保	108-2					山林	343					2 共通事項-（6）		集（R3）17

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）											Ａの森林所有者（甲）		丙が甲にＤを支払うべき時期、相手及び方法	丙が乙にＥを支払うべき時期	備考
管理番号	所在	地番	林小班				地目	公簿面積（㎡）	森林簿			住所又は所在地			
			林班	小班	施業番号	枝番			面積（ha）	現況樹種	現況林齢				
97	長岡市逆谷字千保	109	3	1	88	0	山林	376	0.08	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）17
98	長岡市逆谷字千保	110-1	3	1	89	1	山林	112	0.01	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）17
99	長岡市逆谷字千保	110-甲2	3	1	89	2	山林	191	0.07	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）17
100	長岡市逆谷字千保	111	3	1	90	0	山林	535	0.06	スギ	72		2 共通事項-（6）		集（R3）17
101	長岡市逆谷字千保	112	3	1	91	0	山林	2727	0.57	スギ	60		2 共通事項-（6）		集（R3）17
102	長岡市逆谷字千保	119	3	1	74	0	山林	119	0.09	スギ	70		2 共通事項-（6）		集（R3）17
103	長岡市逆谷字千保	97	3	1	96	0	畑	816	0.09	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）17
104	長岡市逆谷字千保	98-1	3	1	97	1	山林	115	0.01	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）17
105	長岡市逆谷字千保	98-2	3	1	97	2	山林	538	0.05	スギ	70		2 共通事項-（6）		集（R3）17
106	長岡市逆谷字千保	107-2					畑	46					2 共通事項-（6）		集（R3）17
107	長岡市逆谷字千保	108-2					田	185					2 共通事項-（6）		集（R3）17
108	長岡市逆谷字千保	114	3	1	99	0	山林	59	0.03	その他広	55		2 共通事項-（6）		集（R3）29
109	長岡市逆谷字千保	15-2	3	1	8	2	山林	561	0.05	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）29
110	長岡市逆谷字千保	8	3	1	3	0	山林	330	0.03	スギ	48		2 共通事項-（6）		集（R3）29
111	長岡市逆谷字千保	9	3	1	4	0	山林	158	0.01	スギ	48		2 共通事項-（6）		集（R3）29
112	長岡市逆谷字千保	14	3	1	7	0	山林	181	0.08	スギ	65		2 共通事項-（6）		集（R3）3
113	長岡市逆谷字千保	19-ヲ					山林	479					2 共通事項-（6）		集（R3）3
114	長岡市逆谷字千保	23	3	1	16	0	山林	459	0.05	スギ	62		2 共通事項-（6）		集（R3）3
115	長岡市逆谷字千保	24	3	1	17	0	山林	730	0.04	スギ	74		2 共通事項-（6）		集（R3）3
116	長岡市三島上条字千保	388	2	9	10	0	山林	211	0.03	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）3
117	長岡市三島上条字千保	390-3	2	9	12	3	山林	1249	0.06	スギ	75		2 共通事項-（6）		集（R3）3
118	長岡市三島上条字千保	390-4	2	9	12	4	山林	416	0.05	スギ	52		2 共通事項-（6）		集（R3）3
119	長岡市三島上条字千保	397-10					山林	581					2 共通事項-（6）		集（R3）3
120	長岡市三島上条字千保	397-11					山林	532					2 共通事項-（6）		集（R3）3
121	長岡市三島上条字千保	397-8	2	9	19	9	山林	889	0.03	スギ	48		2 共通事項-（6）		集（R3）3
122	長岡市三島上条字千保	397-9					山林	971					2 共通事項-（6）		集（R3）3
123	長岡市逆谷字千保	113	3	1	98	2	山林	4228		スギ	52		2 共通事項-（6）		集（R3）7
124	長岡市逆谷字千保	118	3	1	73	0	山林	472	0.11	スギ	70		2 共通事項-（6）		集（R3）8
125	長岡市逆谷字千保	113	3	1	98	2	山林	4228		スギ	52		2 共通事項-（6）		集（R3）8
126	長岡市逆谷字千保	124	3	1	77	0	山林	224	0.04	スギ	30		2 共通事項-（6）		集（R3）8
127	長岡市逆谷字千保	125-1	3	1	78	0	山林	578	0.13	その他広	55		2 共通事項-（6）		集（R3）8
128	長岡市逆谷字千保	6-1					畑	155					2 共通事項-（6）		集（R3）18
129	長岡市逆谷字千保	7-1	3	1	2	0	山林	317	0.02	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）18
130	長岡市逆谷字千保	6-3	3	1	1	0	山林	105	0.02	草生地			2 共通事項-（6）		集（R3）19
131	長岡市逆谷字千保	115	3	1	70	0	山林	2168	0.54	スギ	50		2 共通事項-（6）		集（R3）19
132	長岡市逆谷字千保	102-1					田	297					2 共通事項-（6）		集（R3）20
133	長岡市逆谷字千保	103-乙					田	472					2 共通事項-（6）		集（R3）20
134	長岡市逆谷字千保	104-4					田	92					2 共通事項-（6）		集（R3）20
135	長岡市逆谷字千保	104-12	3	1	82	3	山林	2367	0.01	スギ	55		2 共通事項-（6）		集（R3）20
136	長岡市逆谷字千保	122-1	3	1	75	0	山林	233	0.10	その他広	50		2 共通事項-（6）		集（R3）21, 22
137	長岡市逆谷字千保	123	3	1	76	0	山林	1123	0.09	スギ	65		2 共通事項-（6）		集（R3）21, 22
138	長岡市逆谷字千保	126	3	1	79	0	山林	667	0.21	スギ	56		2 共通事項-（6）		集（R3）21, 22
139	長岡市逆谷字千保	127	3	1	80	0	山林	168	0.02	スギ	70		2 共通事項-（6）		集（R3）21, 22
140	長岡市逆谷字千保	128-甲					田	92					2 共通事項-（6）		集（R3）21, 22
141	長岡市逆谷字千保	128-乙	3	1	81	0	畑	16	0.03	スギ	70		2 共通事項-（6）		集（R3）21, 22

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
管理番号	所在	地番	林小班				地目	公簿面積 (㎡)	森林簿					
			林班	小班	施業番号	枝番			面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
142	長岡市逆谷字千保	129					田	76				2 共通事項- (6)		集(R3)21, 22
143	長岡市逆谷字千保	219-1					山林	115				2 共通事項- (6)		集(R3)24
144	長岡市逆谷字千保	219-2					畑	148				2 共通事項- (6)		集(R3)23
145	長岡市逆谷字千保	219-3					畑	403				2 共通事項- (6)		集(R3)13
146	長岡市逆谷字千保	219-4					畑	181				2 共通事項- (6)		集(R3)13
147	長岡市逆谷字千保	234-1					畑	231				2 共通事項- (6)		集(R3)13
148	長岡市逆谷字千保	234-2	3	2	50	0	山林	102	0.02	草生地		2 共通事項- (6)		集(R3)13
149	長岡市逆谷字千保	235					畑	115				2 共通事項- (6)		集(R3)13

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同 上）

氏 名

中越よつば森林組合

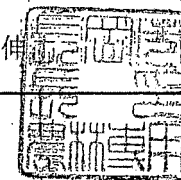
代表理事組合長 藤田 君男

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同 上）

氏 名

長岡市長 磯田 達伸



印

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） （B）欄には、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に対して提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(2) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）において以下の経営管理を行う。

- ① 丙は森林の多面的機能を発揮させるため、長岡市森林整備計画に基づき、林況に応じて期間中に次の施業を1回以上行う。なお、施業にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

- ・スギ林：間伐（利用間伐、切捨間伐）、除伐等の保育作業

主伐及び主伐後の植栽（森林所有者の意向がある場合）

- ・広葉樹林：除伐等（必要に応じて）

- ② 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。また、気象害及び病虫獣害の確認のため、年1回程度の林道等から目視による巡視を行う。

- ③ 丙が行う施業の方法は、経営管理を実施する前に乙及び丙で協議して決めるものとする。

(3) 再受託者（丙）の義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

- ③ 乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

- ④ 丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(4) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５） 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第 36 条第 2 項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由なく（４）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（２）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10) により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、１の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

（６） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法

① 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法

- ア 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
- イ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

② 伐採等に要する経費の算定方法

ア 乙が算定する利用間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。ただし、当初の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た見積額とする。

イ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。ただし、当初の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た見積額とする。

③ 当該森林について販売収益が生じた場合の取り扱い

ア 丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

イ 支払い時期は、収支確定後速やかに行う。

ウ 支払い相手方及び方法は、丙から甲の指定する口座に支払う。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、(2) 及び (8) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、(2) 及び (8) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、丙が復旧し、復旧の内容および方法は甲と丙の協議により定める。

② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 丙は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(9) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(2)に掲げる事項を実施する予定の森林について(2)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していな経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。